

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画における施設整備と農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整について

平成19年6月25日・19農振第578号
農村振興局長から各地方農政局長、北海道知事、
沖縄総合事務局長あて

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）が平成19年6月11日に施行されたことに伴い、同法第5条第1項に基づき都道府県及び市町村（以下「都道府県等」という。）が作成する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）に定められる同条第2項第3号に規定する特に重点的に企業立地を図るべき区域（以下「企業立地重点促進区域」という。）における同項第7号の施設（工場若しくは事業場若しくはこれらの用に供するための工場用地若しくは業務用地又は研究開発のための施設若しくは研修施設に限る。以下「事業施設」という。）の整備の円滑な推進を図るため、別添のとおり経済産業省経済産業政策局地域経済産業審議官から通知されたところである。同通知に基づく事業施設の整備と農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整並びに当該調整が図られた事業施設の整備に必要な農地の転用の許可事務については、下記により当該施設の整備が円滑かつ適正に実施されるよう事務処理の迅速化に特段の御配慮をお願いする。

なお、このことについては経済産業省経済産業政策局と調整済みであるので念のため申し添える。

また、これに併せ、「農地等転用関係事務処理要領の制定について」（昭和46年4月26日付け46農地B第500号農林省農地局長通知。以下「事務処理要領」という。）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので御了知願いたい。

おって、貴局管内都府県知事に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

記

1 都道府県の処理

(1) 都道府県の農業振興地域制度担当部局及び農地転用許可制度担当部局は、都道府県等の商工担当部局から事業施設の整備に係る土地の農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下単に「農用地区域」という。）の変更及び農地の転用の可否についての調整を求められた場合には、次により速やかに処理を行うものとする。

ア 事業施設の用地の区域内に農用地区域内の土地が含まれている場合には、農業振興地域整備計画の変更に関する市町村の意向並びに当該変更当たりの、農振法第13条第1項及び第2項に基づく農用地利用計画変更の適否の判断及びその理由を書面により確認し、その妥当性について判断するものとする。

イ 事業施設の用地の区域内に農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地が含まれている場合には、当該施設用地の選定について、

農地法第4条第2項又は第5条第2項に基づき、当該施設の用地の位置の妥当性について判断するものとする。

この場合、都道府県知事の許可権限に係るものについては、農業委員会の意見を聴いた上で判断するものとする。

- (2) 都道府県の農地転用許可制度担当部局は、事業施設の整備に係る農地転用が北海道にあっては農林水産大臣、都府県にあっては地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）の許可権限に係るものであるため、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）と調整を図る場合には、都道府県等の商工担当部局からの調整書類に、事務処理要領の様式第8号を準用して作成した意見書を添付し、地方農政局の農地転用許可制度担当部局に送付するものとする。

この場合、事業施設の用地の区域に農用地区域内の土地が含まれる場合には、当該意見書に(1)のアの判断の内容について合わせて記述するとともに、関係市町村から提出された書面を添付すること。

- (3) 都道府県の農業振興地域制度担当部局及び農地転用許可制度担当部局は、(1)の調整結果及び2の地方農政局の回答の内容を都道府県等の商工担当部局並びに関係市町村の農業振興地域制度担当部局及び農業委員会に通知するものとする。

2 地方農政局の処理

地方農政局の農地転用許可制度担当部局は、都道府県の農地転用許可制度担当部局から事業施設の整備に係る農地の転用についての調整書類の送付を受けた場合には、必要に応じて現地調査を行うとともに、農地法第4条第2項又は第5条第2項に基づき、事業施設の用地の位置の妥当性について判断し、速やかにその結果を都道府県の農地転用許可制度担当部局に回答するものとする。

3 農業振興地域整備計画の変更

- (1) 市町村は、事業施設の整備を予定する業者から事業施設の整備を行いたい旨の申出を受けた場合には、当該施設の整備が1の(1)及び2の調整又は回答の内容に即したものであることを確認した後、農振法第13条の規定に基づき農業振興地域整備計画の変更手続を行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から農業振興地域整備計画の変更の協議があった場合、その内容が1の(1)及び2の調整又は回答の内容に適合すると認められるときは、速やかに回答するものとする。

4 農地転用許可事務の取扱い

- (1) 2の地方農政局の回答に即した農地の転用については、事前審査（事務処理要領第1の3の事前審査をいう。）を了したものとして取り扱うものとする。
- (2) 都道府県及び地方農政局の農地転用許可制度担当部局は、農地転用事業者からの農地の転用に係る事前の相談や許可申請後の補正指導等について適切に対応するものとする。